

## 山口大学工学部研究報告投稿申請要項

### (目的)

- 1 この要項は、次項に規定する山口大学工学部研究報告（以下、「研究報告」という。）に論文を投稿するために必要な基本的事項を定めるものである。

### (山口大学工学部研究報告)

- 2 研究報告は、山口大学図書館工学部図書館部会（以下、「図書館部会」という。）が、山口大学工学部に属する研究者が投稿した論文を電子的な手段によって蓄積し、本学をはじめ国内外に提供することにより、教育・学習活動を支援するとともに研究活動の推進を図り、学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする。

### (投稿論文の取り扱い)

- 3 図書館部会は、この要項により投稿のあった論文を次のとおり取り扱う。
  - (1) 電子化された原文情報を（以下、電子化された原文情報を「データ」という。）、ハードディスク等に蓄積することにより、全文データベースを作成する。
  - (2) データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態に設定するものとする。
  - (3) 投稿論文は、図書館のホームページのほか、山口大学学術機関リポジトリにおいても全文を蓄積し公開するものとする。

### (データの利用条件)

- 4 図書館部会はデータの編集に際し、次の事項を遵守する。
  - (1) 情報の発生元を明示する。
  - (2) 著作物及びその標題の表現を改変しない。
  - (3) 著作者名及び著作権の表示を行う。
  - (4) 利用者によるデータの複製（端末機からのプリントアウト、ダウンロード等）は、調査・研究、教育又は学習を目的とする場合に限定することを明示する。
- 5 データの送信範囲は原則として制限しない。
- 6 データは全文公開を原則とする。
- 7 データの利用についての対価は無償とする。
- 8 図書館部会は、利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

### (投稿資格)

- 9 研究報告への投稿資格者は、以下の各号のとおりとする。ただし、各号に該当しない者は、研究協力者として名を連ねることができるものとする。
  - (1) 工学部を専ら担当する大学院創成科学研究科の教員
  - (2) 工学部の職員
  - (3) その他工学部長が認めた者

(投稿の申請)

- 10 研究報告に投稿を希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書により山口大学図書館副館長(工学部担当)に申請する。申請書の様式は別に定める。

(著作物の利用許諾等)

- 11 申請者は、第10項の申請書により図書館部会に対して、著作物の利用を許諾したものとする。
- 12 申請者と著作権者が異なる場合は、申請者は著作権者からの利用許諾を得た上で申請することとする(著作権者が複数の場合、当該著作物に申請者以外の者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等)。
- 13 当該著作物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、申請者はあらかじめ関係者との調整等を行った上で申請する(当該著作物が既に他の出版者から、公表されている、又は公表の予定になっている場合等)。
- 14 当該著作物の執筆や利用に関して、著作権侵害、肖像権侵害等に係る紛争等が生じた場合には、申請者の責任において、当該紛争等を解決するものとする。

(データの一部訂正、追加又は削除)

- 15 投稿したデータに一部訂正、追加又は削除の必要が生じた場合、申請者は図書館部会にその旨を申し出ることができる。
- ただし、データをハードディスク等に蓄積し公開した後は、原則としてこれを認めない。

(利用許諾要件の変更)

- 16 登録されたデータの利用許諾要件の変更は原則としてこれを認めない。ただし、止むを得ず変更を希望する場合、申請者は変更理由を付して、利用許諾要件の変更を申請することができるが、図書館部会は既に出版されたデータの回収等の責は負わないものとする。

(登録の解除)

- 17 登録されたデータの解除を希望する場合、申請者は解除理由を付して、登録解除を申請することができるが、図書館部会は既に出版されたデータの回収等の責は負わないものとする。
- 18 登録されたデータに著作権の侵害等の事実が認められた場合、図書館部会は解除理由を付して、申請者に登録解除を通知することができる。

(その他)

- 19 この要項に定めるもののほか、研究報告への投稿に関し必要な細目は別に定める。

附 則

平成16年6月 工学部学科長会議決定

附 則

平成17年12月6日 工学部学科長会議決定

附 則

平成 28 年 2 月 4 日 工学部学科長会議決定